

お詫びと訂正

この度、平成 26 年度版『私のライフプラン』について、一部、平成 26 年 3 月末までの数値が掲載されておりました。お詫びして訂正いたします。

平成 26 年 4 月以降については、以下の金額に読み替えてください。

●52 ページ・上 課税のしくみ

■所得税・住民税額の計算方法 最下段

住民税の課税所得金額×住民税率 10% (一律) + 均等割額 (5,000 円) ※ = 住民税額

※東日本大震災からの復興に関して、防災のための施策に必要な財源を確保するために、平成 26 年度から平成 35 年度まで、個人住民税 (県民税・市民税) の均等割がそれぞれ 500 円ずつ (計 1,000 円) 引き上げられます。

●87 ページ・中段の表

(平成 26 年 4 月現在)

| 区 分 | 心身の状態 | 支給限度額 (1 ヶ月) |
|-------|---|-----------------|
| 要支援 1 | 介護が必要とならないよう支援が必要で、次に該当しない ・ 疾病や外傷などで心身の状態が安定していない | 50,030 円 |
| 要支援 2 | ・ 認知機能や思考及び感情に障害があり適切な理解が困難 | 104,730 円 |
| 要介護 1 | 要支援の状態と比較して能力が低下し、部分的な介護が必要となる状態 | 166,920 円 |
| 要介護 2 | 要介護 1 の状況に加え、食事や入浴、排泄などにも部分的な介護を要する状態 | 196,160 円 |
| 要介護 3 | 要介護 2 の状態から著しく動作能力が低下し、ほぼ全面的な介護を要する状態 | 269,310 円 |
| 要介護 4 | 介護なしには日常生活を営むことが困難である状態 | 308,060 円 |
| 要介護 5 | 介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態 | 360,650 円 |

※支給限度額は、市区町村によって、あるいは利用サービスによって、異なる場合があります